

合併特例債等の発行内訳

(単位：百万円)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
臨時財政対策債 400	臨時財政対策債 1,000	臨時財政対策債 1,554	臨時財政対策債 2,647	臨時財政対策債 1,969
合併特例債 計 3,177.0	合併特例債 計 1,685.8	合併特例債 計 2,006.1	合併特例債 計 2,027.1	合併特例債 計 2,673.5
中部・南部給食センター 964.3	穂高交流センター 348.2	穂高交流センター 66.0	堀金児童館 45.1	新本庁舎 871.0
穂高交流センター 463.8	有明保育園 576.4	豊科交流センター 69.5	豊科交流センター 321.2	明科総合支所 241.9
三郷児童館 202.5	安曇野赤十字病院建設補助 459.5	有明保育園 118.7	豊科南部保育園 58.9	北穂高保育園 100.6
豊岳荘建設補助 171.0	堀金保育園 301.7	安曇野赤十字病院建設補助 1,641.3	安曇野赤十字病院建設補助 1,188.4	防災行政無線 183.5
有明保育園 149.9		防災行政無線 38.3	防災行政無線 139.3	北部給食センター 706.5
地域振興基金 1,225.5		龍門湖公園 72.3	北部給食センター 274.2	地域振興基金 570.0

臨時財政対策債と合併特例債の発行状況

市債のうち、臨時財政対策債と合併特例債の発行状況は上の表のとおりです。

臨時財政対策債は、地方交付税として交付すべき国の財源が不足するため、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる（借金させる）制度です。償還に要する費用は、後年度の基準財政需要額に算入されるため実質的な負担はありません。

合併特例債は、新たなまちづくり・地域づくりを進めるため、庁舎等公共施設や道路などの建設事業や地域振興事業のための積み立てなどに使うことができます。地方債（借金）です。対象事業費の95%に充てられ、返済する際の元金と利子の70%相当額が、毎年基準財政需要額に算入される制度になっています（償還期間は20年以内）。

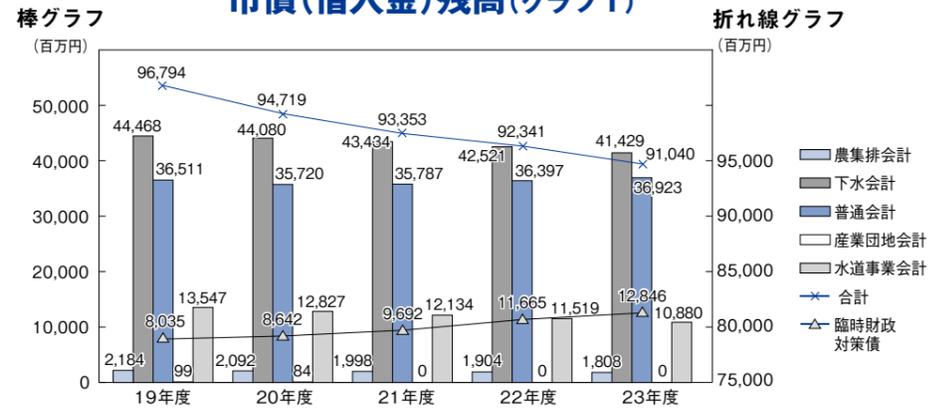
市ではこれらの制度を活用し、安曇野市まちづくり計画に基づいた子育て関連施設の保育園や児童館、交流学習施設、安

市の借入金と貯金の状況は？

よくご質問いただく内容にお答えします。



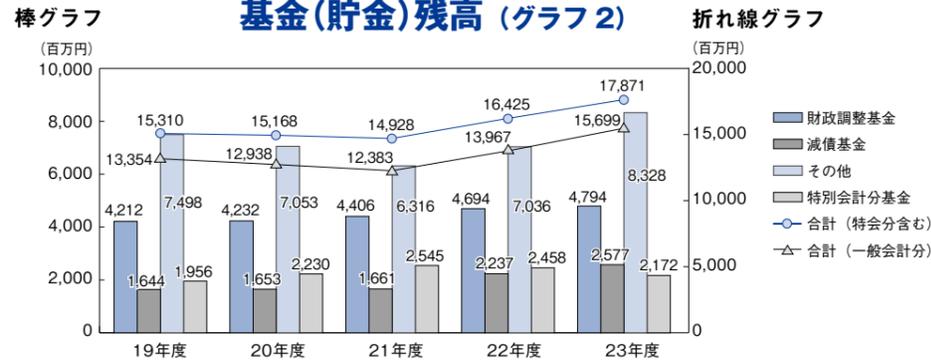
市債(借入金)残高(グラフ1)



普通会計市債残高は27年度をピークに減少

市の借入金にあたる市債の平成23年度末残高(グラフ1)は、全会計の合計で910億4千万円となり、前年と比べると13億円減少しています。

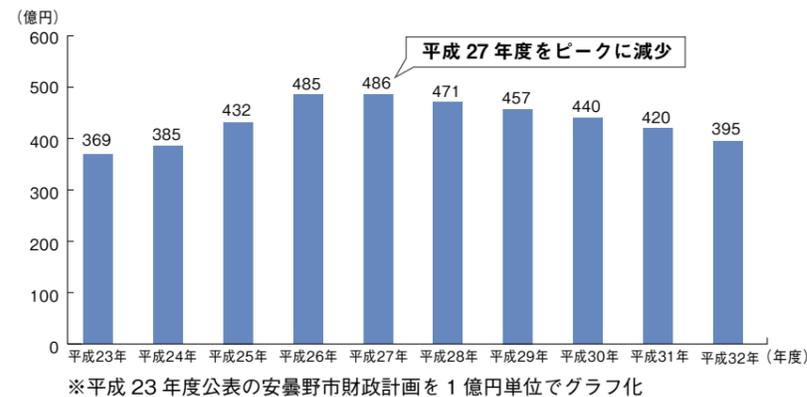
基金(貯金)残高(グラフ2)



一方、市の貯金にあたる基金残高(グラフ2)は、財政調整基金や減債基金については年々増加となっています。また、目的のあるその他の基金についてもそれぞれの事業推進のため積み立てを行っています。

普通会計における今後の市債

普通会計における市債(借入金)残高の推移(グラフ3)



残高の推計(※)は、平成23年度末時点でグラフ3のようになっています。平成27年度まで計画されている、本庁舎建設や保育園整備などの事業実施により市債残高が増加しますが、年度毎の事業の平準化を図り、借入額の抑制に努めます。

【用語解説】

普通会計
各地方自治体の財政状況の把握や地方自治体間の財政比較等のために用いられる会計で、一般会計と特別会計(公営企業会計など特定の特別会計を除く。)を合算し、会計間の重複等を控除した統計上、観念上の会計

臨時財政対策債
国に地方交付税の財源が不足した場合、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった、特例的な地方債。償還(返済)に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代わりとなる財源

合併特例債
市が発行する市債の1つであり、合併団体に策定した新市建設計画に基づいて実施する公共施設の整備や合併後の地域振興のための基金積立事業に対して発行する地方債。合併特例債は元利償還時に償還額の70%が基準財政需要額に算入され、地方交付税として交付されるため、市の実質的な償還額は30%となる

財政調整基金
地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金

減債基金
地方債の償還(返済)を、計画的に行うために設けられる基金

安曇野赤十字病院建設費補助などの建設事業に使用しました。